

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十八号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、医療経営管理幹」を削る。

別表第一専決事項の欄中第十四号から第五十九号までを次のように改める。

十四 個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この号から第六十三号までにおいて「法」という。）第十三条の規定に基づき、区域内の事業者等に対する支援に必要な措置（法第七十条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行う事務（次号において「地方公共団体事務」という。）に限る。）を講ずること。

十五 法第十四条の規定に基づき、苦情の処理のあつせんその他必要な措置（地方公共団体事務に関するものに限る。）を講ずること。

十六 法第六十二条の規定に基づき、利用目的を明示すること。

十七 法第六十六条第一項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。

十八 法第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。

十九 法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。

二十 法第七十一条第一項の規定に基づく本人の同意を得ること。

二十一 法第七十一条第二項の規定に基づき、参考となるべき情報を本人に提供すること。

二十二 法第七十一条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供すること。

二十三 法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。

二十四 法第七十三条第二項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。

二十五 法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。

二十六 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。

二十七 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。

二十八 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない

旨の決定をし、及び通知すること。

二十九 法第八十三条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

三十 法第八十四条の規定に基づき、通知すること。

三十一 法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。

三十二 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。

三十三 法第八十六条第三項（法第一百七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。

三十四 法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。

三十五 法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。

三十六 法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。

三十七 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。

三十八 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。

三十九 法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。

四十 法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

四十一 法第九十五条の規定に基づき、通知すること。

四十二 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。

四十三 法第九十七条の規定に基づき、通知すること。

四十四 法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。

四十五 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。

四十六 法第一百一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。

四十七 法第一百一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。

四十八 法第一百二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

四十九 法第一百三十三条の規定に基づき、通知すること。

五十 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。

五十一 法第一百九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成する

こと。

五十二 法第百十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。

五十三 法第百十四条第一項(法第百十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、審査すること。

五十四 法第百十四条第二項(法第百十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、通知すること。

五十五 法第百十四条第三項(法第百十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、通知すること。

五十六 法第百十五条(法第百十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。

五十七 法第百十八条第一項の規定に基づく提案を受けること。

五十八 法第百二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除すること。

五十九 法第百二十一条第二項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。

別表第一専決事項の欄中第六十一号を第七十八号とし、第六十号を第七十七号とし、第五十九号の次に次の十七号を加える。

六十 法第百二十三条第一項の規定に基づき、公表及び明示すること。

六十一 法第百二十三条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。

六十二 法第百二十七条の規定に基づき、適切な措置を講ずること。

六十三 法第百二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。

六十四 埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号。以下この号から第七十五号までにおいて「条例」という。)第七条の開示の請求及び条例第二十一条第一項の開示の申出を受理すること。

六十五 条例第八条第二項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。

六十六 条例第十四条第一項の規定に基づき、公文書の全部又は一部を開示する決定をし、及び通知すること。

六十七 条例第十四条第二項の規定に基づき、公文書の全部を開示しない決定をし、及び通知すること。

六十八 条例第十五条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

六十九 条例第十五条第三項の規定に基づき、通知すること。

七十 条例第十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。

七十一 条例第十七条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。

七十二 条例第十七条第三項（条例第二十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。

七十三 条例第十八条第一項又は第二項の規定に基づき、公文書を開示すること。

七十四 条例第十八条第三項又は第五項の規定による申出を受理すること。

七十五 条例第二十四条第三項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。

七十六 知事が行う公文書の開示等に関する規則（平成十三年埼玉県規則第三十八号）第七条の規定に基づき、公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止又は禁止を命ずること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第七号事務の種類の欄中「及び埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）」を削り、同号委任事務の欄中15を削り、16を15とし、17から52までを16から51までとし、53を削り、同項第八号委任事務の欄中40を41とし、37から39までを38から40までとし、36の次に次のように加える。

37 施行規則第八条の三十八の規定に基づき、措置内容等報告書を受理事ること。
別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十一号専決事項の欄中5から26までを削り、27を5とし、28から37までを6から15までとし、同項第十二号専決事項の欄中1から33までを削り、34を1とし、35から42までを2から9までとし、同項第十三号専決事項の欄中5から23までを削り、24を5とし、25を削り、26を6とし、27から38までを7から18までとし、同項第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

<p>二十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十三条第一項又は第十条の三第一項の規定に基づき、職員に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせること。 2 法第十三条第二項又は第十条の三第二項の規定に基づき、職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立</p>
--	--

<p>3 木竹を伐採させること。</p> <p>3 法第十三条第三項（法第十 七条の三第三項において準用 する場合を含む。）の規定に 基づき、土地若しくは水面の 占有者又は立木竹の所有者に 通知し、意見を述べる機会を 与えること。</p> <p>4 法第十三条第五項（法第十 七条の三第三項において準用 する場合を含む。）の規定に 基づき、通知の内容を掲示す るとともに、告示すること。</p>	

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十号委任事務の欄2中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同欄3中「ふぐ取扱施設認定書」を「ふぐ処理施設認定書」に改め、同欄4中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同欄5中「ふぐ取扱施設認定書」を「ふぐ処理施設認定書」に改め、同欄6中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同欄7から11までの規定中「ふぐ取扱施設認定書」を「ふぐ処理施設認定書」に改め、同欄12中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同欄13中「ふぐ取扱施設の」を「ふぐ処理施設の」に改め、同欄14中「ふぐ取扱施設認定書」を「ふぐ処理施設認定書」に改め、同号専決事項の欄1から3までの規定中「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ処理者免許証」に改め、同欄4中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同項第二十三号委任事務の欄2から4までの規定中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同欄5中「第七条第一項」を「法第四十四条の九第一項」に改め、同欄6中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同欄7中「法第七条第一項により定められた政令、」を削り、「第七条第一項により定められた政令において」を「第四十四条の九第一項により定められた政令において」に改め、同欄8から12までの規定中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同欄13から23までの規定中「法第七条第一項により定められた政令並びに」を削り、「及び第二項」の下に「並びに法第四十四条の九第一項により定められた政令」を加え、

同欄24から31までの規定中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同欄32中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に、「第二十七条第一項、第二十八条第一項」を「第二十七条第一項若しくは第二項、第二十八条第一項若しくは第二項」に改め、同欄33及び34中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同欄35中「第七条第一項により定められた政令において準用する場合及びび」を削り、「第二項」の下に「及び法第四十四条の九第一項により定められた政令」を加え、同欄36及び37中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同欄38中「又は第二項」を削り、同欄39及び40中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同項第四十五号委任事務の欄2及び同号専決事項の欄4中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改める。

別表第二地方機関の表パスポートセンター所長の項委任事務の欄2中「第二項」を「第三項前段」に改め、同欄中4を削り、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 法第八条第三項後段及び第十九条第五項の規定に基づき、一般旅券の返納を受けること。

別表第二地方機関の表パスポートセンター所長の項委任事務の欄6を次のように改める。

6 法第十九条第六項の規定に基づき、返納すべき旅券に消印をして還付すること。

別表第二地方機関の表パスポートセンター所長の項委任事務の欄7中「第四条」を「第六条」に改め、同表食肉衛生検査センター所長の項第六号委任事務の欄2及び同号専決事項の欄4中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同表農林振興センター所長の項第三号委任事務の欄3中「第十三条の二第四項」を「第十三条の二第七項」に改め、同号専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第六条第五項の規定に基づき、農業経営基盤強化促進基本構想の変更について市町村からの協議を受け、同意すること。
- 2 法第十二条第六項（法第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第十二条第三項各号に掲げる事項について市町村からの協議を受け、同意すること。
- 3 法第十二条第十一項（法第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣に協議すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第六号事務の種類の中「農業協同組合法施行細則（昭和五十一年埼玉県規則第七十号。以下この項において「規

則」という。)及び」を削り、「省令」という。)の下に「及び農業協同組合法施行細則(昭和五十一年埼玉県規則第七十号。以下この項において「規則」という。)」を加え、同号専決事項の欄中16を17とし、15を16とし、14の次に次のように加える。

15 法第十一条の五十一第五項の規定に基づき、市町村の意見を聴くこと。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十二号専決事項の欄中「第十七条の三十六第四項」を「第十七条の五十六第四項」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、同表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長の項第七号委任事務の欄1中「地すべり防止区域指定」を「地すべり防止区域の指定」に改め、同欄11中「地すべり防止施策」を「地すべり防止施設」に改め、同表水産研究所長の項第十号委任事務の欄6中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同表寄居林業事務所長の項第七号委任事務の欄11中「及び」を「又は」に改め、同表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄30中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同欄44中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同欄48中「第三百三十七条の十六第一項第二号」を「第三百三十七条の十六第二号」に改め、同項第十六号委任事務の欄39中「第七条第二項第四号」を「第六条第二項第四号」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。